



パットワールド®

PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
 ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 77 2011年06月16日

台湾における特許及び意匠の関連料金の改定について

今般、台湾特許庁（經濟部知的財産局）は、意匠及び特許審査ハイウェイの関連料金に係る規定を改正し、2011年7月1日より施行することとなりました。

その改正要点を次の通り、ご案内申し上げます。

記

1. 商業上の実施に基づく特許審査ハイウェイ申請手続の有料化。

2011年7月1日以降行う手続は、1件につき、4000元（日本円で約11,440円）となる。

2. 意匠の年金の減額。

2011年7月1日以降納付する場合は、新料金の適用を受ける。

	現行料金	新料金
1～3年目（各年）：	2500元	800元（1700元減）
4～6年目（各年）：	3500元	2000元（1500元減）
7～ 年目（各年）：	5000元	3000元（2000元減）

（現在レート：新台幣貨幣1元＝日本円で2.86円）

以上